

部の許可を得まして、再開発事業が事業として整理できても、実質的に今後のやはり商店街の建設、形成と申しますが、そういうものが目的に反した形で、大きなテナントの進出によって、既存の一番再開発を執望しておりました権利者がどこへ消えてしまうような、そういうことは避けなければなりません。そういうことで、市側も十分その辺の見通しをつけるという意味では、慎重に事をもつていかなければならないこともございます。

権利者の皆さん自体、そういうものについて十分見当のを持て、やはりやっていただくということがあります。もちろんこれは経営努力というのが、これについて回らなければならぬ問題でございます。

そういう意味で、長期にわたっても、ある程度詰めに詰めた形で、スタートを切るということが必要ではないかと思ひます。そういう意味で、多少事業認可までにはまだ時間を要するであろうというような感じがしております。

いずれにいたしましても、市もその仕事につきましては、十分意欲を燃やしましてスタートしたというふうに考えております。

経済課に關します補助金の關係につきまして、若干市民部長の方からお

話があるうかと思ひます。

○市民部長(生子国利君)　ただいま建設部長から大体の骨子はお話さして上げたと申すのですが、確かにいま五〇%の補助を出しております。これはあくまでも商業振興という立場から出しておるわけですから、その開発が軌道に乗った場合の準備組合になれば、別途の考え方を要するわけにはならない。これは商業振興のうちでも事業面に入りますので、その際における補助というものは、別な商工会に対する補助金の基準というふうなものを別途つくりまして、それに對して人件費はどうするか、それから事業費に對してはどうするかと、そういうふうな検討したもので、今後何十年と続く事業でございますので、その点を検討してから進まなければならぬと思ひます。現在として、私の方では一応現行本年度におきまして、事業の段階まで入る研修だとか、あるいは視察、あるいはそういうものに対する事業の二分の一を出すというふうな見解でございます。

いずれ、人員の配置、その他行われるような段階に及びますと、当然これは組織化されるわけですから、その際における市の補助金は別途、別に考へる

と、こういうふうに考へております。

○企画財政部長兼総務部長（上野重勝君） 御答弁を申し上げます。

田村議員さんの御指摘はまことにごもっともでございまして、現在の基地周辺の生活安定法の中では、補助金は福生市の場合には先細りになるだろうと予想されます。したがって、今後根本的な対策を強かに推進をしていきたいと思います。今後の財政運営に大きな支障があるだろうと考へております。

ただ問題となりますのは、ただいまの一般経費をどういう形でそれでは補助金化するかということですが、これは四十九年に生活安定法を改正した際に、九条の調整交付金のところで大変に問題があつたのでございします。というのは、一般行政経費の補助は自治省が所管をすべきだと、基地周辺の生活安定法の中で取り組むべき問題ではないということ、九条の調整交付金は自治省の所管に移すやうとしたことがあつたんです。防衛施設庁としては、それでは安定法の意味がないということで、九条の調整交付金はいまのような形になつて施設の補助金的性格を持つてきたわけです。

私どもはその後、それでは自治省側で基地行政経費について、地方交付税

一調整してまいらうというこころ、自治省に参りまして、その交渉をいたしました。こころ

は、そのときに、自治省で申しましたのは、それならば基地交付金は現に安定法の基準財政収入額に算定をされておられます。これを算定されま

と、恐らく現段階でも地方交付税は七億円ぐらい減額になつてしまふ。

したがって、地方交付税の由に基地の特殊性をふんだ行政経費として算定しなさいという要求を出していくと、恐らく地方交付税を基準財政収入額に算定しなさいというやうな結果が出てくるのでございします。これは大蔵省もがたがたそのことを指摘をしてゐることでございまして、またやうも新聞にも出ておりますが、地方交付税の減額というやうな問題が出ておりますが、恐らくこの問題が具体化をしますと、おまごするとキツをつけられる可能性があるというやうな危険を、私は想像いたしております。

したがって、こういう面からの補助金要望というのは、非常にむづかしいと思ひます。やうすると、やはり基地周辺民生安定法の方でやっていただけなればならない。それには一番手取り早いのは九条の調整交付金をもつと拡大していくという方向が一番適切だろうと思ひます。これは全国的にもこ

う要望が強くなっておりまして、九条の調整交付金について補助金適正化法の適用を排除してくれ、除いてくれという要望が全国的に強くなっております。これを除きますと、相当広範囲にあたって補助対象に得られるという事です。これは根本的には法律改正を要する問題でございます。現在の生活安定法の改正の経過を見ますと、一番最初にございましたのは、いわゆる特損法という関係で、進駐軍によって直接損害を受けた者が、その損害を弁償してもらうという形の特損法でございます。

その次が、その法律のもととして周辺整備法というものがございまして、これによって市の道路とか、下水というものができるようになりました。それではまだ物足りなくなってきたので、四十九年に現在の生活安定法、これは福生市が主体となって改正に取り組んだわけでございますが、この法律改正によりまして、市民会館とか、図書館とか、いわゆる八条の公共施設がございようになりました。福生市の公共施設が大幅に完成したわけでございます。現在、先ほどもお話し申しましたように、この生活安定法の範囲内では、いわゆる施設の建設費の補助という色彩が非常に濃いようでございます。したがって、これからは生活安

定法の抜本的な改正を行わなければ、福生市の今後のあり方としては非常にむずかしいと思います。これらも五年ぐらいで本質的には見直しするべきという論議があるようでございますが、防衛施設庁内部におきましては、すでに、その論議がございます。

したがって、その論議と合わせてまして関係市町で強力に運動を展開していくならば、いまの法律改正はある程度可能性があると判断をしております。これは四十九年に法律改正をいたしましたような、強力な運動が必要であろうかと思えます。しかも、何らかの起爆剤となるべき要件みたいながありませんと、なかなかむずかしいような気がしますので、その辺をどういう形で突っ込んでいくか、非常にいまの段階ではむずかしいと思います。ことに国の財政状態がこういうような中で、法律改正をしても補助金の幅を広げるということは、非常にむずかしい話でございます。ただ、むずかしい、むずかしいと言って手をつけないのでは、何にもなりません。したがって、市役所内部では現在行財政プロジェクトチームをつくりまして、市の財政全般について現在見直しを行っておりますが、その中で、今後防衛補助についてはどのように進むべきかということを検討し

ていく必要があるかと思ひますし、また検討していくべきであらうと思ひます。その結果に基づきまして、恐らくはかの重要基地の關係についても同様な論議がなされておると思ひますので、それらの市町と連携をとりますして、法律改正に向ける運動が必要になつてくるというふうに考へております。

大変重要な問題であるし、今後やらなければならぬ問題でございますが、これは市長以下非常な決心を持ちまして、運動を起さなければならぬと思ひますし、また議員の先生方におきまして、四十九年のときに見定めましたような強力なバックアップをしていただまして、運動を推進しませんとかなかな實現はむずかしいというふうに考へております。

○十番(田村市郎君) これは再質問というよりも、もうこれは決定的な最初からの質問ではありませんで、いろいろ苦心された御答弁をいただいておりますことは議員各位もわかると思ひます。相手のあることばかりであります。

そこで、第一点としてはやはり市長に要望しておきますが、第一回の助役が今月の初めに決まつた人だと、速やかに体制を整えるというならば私は質問をしなかつたんでありますが、その点がなかつたもんで、助役さんだけはこうだ、

後はこうだといふ聞きなされたならば、十月一日に新体制を整える。そして、活がある市政を推進するといふ御答弁がありました。これは十日一日には必ず實行していただいて、一日も早く、この地方行政のむずかしさを乗り切るには、何とか活力のないようなことではいけないので、この点は市長に特に要望をして終わりといたします。

第二点目であります。

ただいま建設部長が、課長當時は裁判所にも行って、裁判官にもお話ししたり、その区画整理法というものを説明したと。それは非常に結構なことです。やはり時代が変わり、やはり人が変わりますと、先ほども第二回目の質問のとおり行つてないではないかということですが、この点についてはやはり行くべきであると私は判断しております。民々の間の、先ほど申し上げたように、裁判にもいろいろ兩年護士さんに会つての立ち合ひ的な話し合ひもいたしました。これは当然、最初申し上げたとおり、議員でもあり、地域に住んでゐる方の役目で当然であります。そこでやはり区画整理法を最終には五年計画が七年なつてもできないというようならば、これを法である程度は前向きに

行くのかどうか。最後の答弁で答えを願いたいんです。

うちが明かした以上しようがないと、そこまでやるのか、また時間をかけてゆつくり民主主義でやるのか、そこいらの見解があるならば担当部長からはっきりしたところを、もうある程度三年前に協力したんだから、そういう方々の手前もあつて七年もたつんだから、もういよいよこれは法的処置をすべきであるか、やう判断されるか、そこいらの担当部長としての現在の見解はどうあるか。そこいらを一遍お聞かせ願います。

あとは、それと同時に、東口ということ、あつて、事業を七年間やり、また加美中その他とやつて経験は多種多様に理事者各位は経験されております。あの経験は十分反省して、あのところはこういうもろ方ではまずかつた人ではないか、今後はこういうこと、こういう経験記録をちやんとつくつてあるかどうか、ぼくはこの点については東口でこういう出足が、こういうところがまずかつたから、西口のときにはこういう経験を生かすというふうな記録的な配慮を持つてゐるだろうか。この点を最後の質問にいたします。

第三点目、西口の再開をいたしますが、だんだん詰めていきますと、漠然としておつた答弁が、御答弁をいただきますと、結論としては組合施行という、そこいら近所で、私も商売の関係もありますので、青梅の駅前が、たしか区画整理事業組合が設立されて、十五年目に、現在十八年目ぐらいになつておりますか。施行を始めてから十八年目で、計画を立ててから二十五年と聞いております。

こういうようなことで、確かに民主主義の時代ですからやう簡単にはいきません。ただいまの御指摘の準備組合を結成するということ、やうなお説が強調されてゐるようですけれども、やうになりますと自然に組合施行と判断をするわけです。こういうようなことはそれは理事者の方針でやうにするならば、やはりある程度はそこいらで一本、新市長の公約でもあるので、この点についてはできるだけその大綱だけをする。大綱だけを打ち出して、これで市としてはこういうのでいきたいんだという指導をする。はっきり時期がいつごろで決意をし、市としてはこういうふうな方法でいきたいんだということを発表されることも、一つの前進の方法ではないかと、これはやはり何といつても第一回の質問のこ

きでも、総論は賛成であります。各論においてはなかなかこれはこの関係商店街の皆さん方には不安が携わるものだと思います。

こういう点においても、はっきりこういう場で、いまは大体こういうふうに準備組合を充足させて、そして組合施行的な方法でいくような御答弁で、決定したわけじゃありませんが、こういうようなことは、早く市長の体制を整えた中で、その決断を下していただまして、また議会人の皆さん方に御同意をいただくと、そしてこれを配慮していただくということが必要ではないかと思うんですが、いろいろその他、国の補助金その他もありましょうが、こういう一つの方針をお願いしたい。これはできるだけ本年度中にこういう方法でいくのかいかないか、この点をいま一度御答弁願いたいと思います。

それから、私の方の要望は、もう始めちゃったんですから、毎年毎年の中断をすることのないように、これはどうしても牛歩でいくんですから、牛歩がとまったなら処置はないと判断します。ですから、牛歩でもとまらないように、中断しないように、ぜひこの点については長期にかかる事業でありますので、もうやこいらは十分要望としてお願いする次第であります。

第四点目です。

ただいま担当部長さんからも、確かにこの整備法その他が非常に唱えられていて、これは確かに前市長も非常にもうこれは全国的に有名であります。これは御承知のとおりであります。この生活法を国会に持つていつ一通らせたというのはかなりのウエートを持つて福生というところの市長が本心に努力したということは、これは地方、国会を問わず、その功績は認められます。ですから、今度はやはり全国的な立場、運動といっても、横田基地とか、沖縄ぐらいのもので、大きな基地は三カ所ぐらいのもので、

最近において、非常に補助金をカットするという政府の方針は確かにあります。その反面、御承知のようにもう大方基地の周辺の整備はもう終わりだという声も大蔵省においてあります。それで何をするかと、新聞紙上で皆さんも、テレビ、ラジオでわがわがだと思えますが、核燃料のところの原子力発電所の周辺に相当額の施設補助費、それから生活安定法に基づくような住民サービスというようなことを、この基地と同じようなことをまた考えている。そういうると自然に埋まってしまうので、この生活安定法をです

ね、もう全国的な運動だなんていつたって、これは考え直しをしていただきたいと思います。やはり、この横浜基地の中心であります福生で、ここでもうしてもやっていただく、それは福生が一番骨を折る、それで後他市がついてくる。他市が先に骨を折ってもらうたつてなかなかやらないです。考えなければ他市などは一番被害を被っているのは昭島と瑞穂だと思ひますが、当市に倍以上も補助金がついていることは周知のとおりであります。骨を折ったからだと思ひます。だから、こういう見直しも安定法を直すより一番いいんだというふうな、いま一度担当で別の要綱を考へるうちに、これは要望といいたします。

もっとひとつ検討して、企画財政の中だけでいいのかどうか。そこを全国的運動だなんていうことは、もうこれは言うだけの、かつこのいい合併に過ぎないと思ひます。全国的なもので、いままで全国的にやっていないんだから。当市が中心となつてやつて法律もできた。前市長のお骨折れもあり、また職員の数もさうのふつに努力と、ここにおられる議会の人の協力があつたから今日になつたと私は思ひます。

全国的に一番骨を折っている、よくなれてゐる、補助金交付の問題で書類その他で、実に速やかに福生の職員は手際がいいと全国的に有名であります。だから、そういうところは十分市長もわかつておりますので、担当部長としても、次の段階をどうしてもやるんだという決意のほどをひとつ要請しながらお聞かせ願ひまして、この三点の質問を終わらせていただきます。

○建設部長(浅見裕康君)　それでは御答弁を申し上げます。

まず、東口の関連でございますけれども、土地区画整理法上は、第七十七条の六項に直接施行といつてゐる方法が最終手段としてとれるように法に規定がなっております。ただ、先ほど申しましたように、現段階においては、そこまですでに考へておりません。

というのは、それだけの私は見通しを持っておりますということ、一応現段階においてはそういう考へ方は持たないということでございます。もちろん、この法律に基づく直接施行の場合には、その準備といふことが必要でございます。したがって、移転、除却という方法をとっておりますけれども、何日までにひとつ移転をすんでいただくという準備のための知らせはその時点にお

いてですね、徐々に出ていくということが実態でございます。

あと、いわゆる民衆の係争の問題でございます。確かに、この裁判が早期に結審をすれば、それだけの支障となる隘路は除かれるわけでございます。先ほど御指摘がございましたように、必要とあれば裁判官の二人にお会いするという考えを先ほど御答弁申し上げましたけれども、今後もうこういった面も含めまして、いわゆる区画整理の早期完成の媒介になるという意味で、裁判所の関係だとか、あるいは実質的な交渉の関係等にも留意しながら携わってまいりたいと思います。

それから、加美平から引き続いたいろいろな区画整理の経験につきまして、そういう記録があるかどうか、つくったかどうかということについて、これは申しわけございませんけれども、つくっておりません。

それで、こういった経験を生かして西口の再開発事業に従事していくということ、これも実質的には大きな経験になっております。ただ、いわゆる区画整理と再開発事業というのは、全く性質が違います。開発事業には相違ございませんけれども、片方は土地の、いわゆる形状変質、そういう所に

よる宅地等の利用促進という問題でやっております。再開発とというのは、土地を、極端な言い方をしますと、建物に置きかえようというような手法でございます。もちろんそれに付帯する公共施設の整備とか、そういうものは土地として残りますけれども、権利者だけをとりえて申し上げるならば、土地が建物に置きかえられるというような性質でございます。非常なその点は性質が異なります。

ただ、もう一点、いろいろな建物や土地に存在します私の権利——私権に對しまして、いろいろな協議、調整、解決、そういうものにつまずいては、やはり区画整理と同じような経験のもとにいろいろな点で御理解をいただくための手法は、ある程度持つておるといふような気持ちではあります。

いずれにいたしましても、十分説明を重ねまして、誠意を持って御理解ある御協力をいただくということが、この事業推進の原動力になるわけでございます。それから、その辺も十分留意しながら、これから折衝をしてまいりたいと思います。

それからもう一点ですね。

組合施行となりますと、施行自体が、当然組

合になります。市がこれを一定側面的にバックアップするというような形態になるわけでございまして、仮に、この組合で事業施行上の資金として負債を抱えたという場合に、実質的にはこれは組合の負担になります。したがって、従来区画整理をしてきましたような資金の問題ですわ、そういうものは個人的な負債だけでなく、組合の負債としても場合によって残る場合もございまして。これは、もちろん途中で挫折したことを前提に、最悪の事態を想定して申し上げているわけでございまして。もちろん、性格上は市の負担ということが、これは実質的に必要でございまして。そういう点で若干従来の計画、資金面、予算面についても相違があったわけでございまして。もちろん、それ相応の基本事業費に対する補助というのは国から三分の二参ります。いろいろな点で、市も財政的な見通しを立てていく必要があるわけでございすけれども、そういういろいろなファクターを総合した中で地元の関係権利者のコンセンサスを十分つけまして、これからの事業に当たっていかたいというふうに思います。あと、こういった組合——準備組合の設立等につきましては、本年度中にできるのかどう

なのかというような御指摘でございしたけれども、まだ若干時間を要するということなので、先ほども御答弁申ししたけれども、本年度中という見通しはいまのところ出てございせん。ただ、できるだけ早期に詰めるものは詰めて、準備組合設立にもっていかたいと思います。

以上、若干雑駁でございしたけれども、答弁いたします。

○企画財政部長兼総務部長（上野重勝君）　ただいまの御質問、御指摘の

とおりでございまして、早速に内部で行財政検討委員会ができておりますので、現在の法律の中で、どのような隘路があり、どのような七盲点があり、どのような改正すべきかというふうなことに付ては検討に入りたいと思います。

それから運動につきましては、確かに御指摘のとおり、全国的な規模でこれはやりましても恐らく実現不可能だろうと思います。福生を中心として二、三の市がよほど一生懸命にやらないとできないと思います。

それから防衛施設庁内部にも改正すべきだろうという意見が出ておりますので、それらの意見とも合わせながら運動を進めたならば、実現の可能性はあるかと思えます。

○十七番(田村市郎君) 最後に要望だけを。

各部長の御意見等をお聞きしましたが、必ずしも満足とはいつておりません。まだ、どうも時間が過ぎていまして、また次の議会等でいろいろ検討し、また委員会その他でわからないところは個々にでも質問をして、納得のいくようなところで、いよいよ、われわれ保守系議員の先輩議員もおりますので、そういうところで第四項にわたる質問のところで、今後検討し、本日の御答弁等を加えて前進させていきたいと、かように思っております。

ただ一つ市長に要望を申し上げます。

市長はかつて議会議長を務められて、議員の中でも模範議員でありました。われわれとちよと違ひまして、非常に慎重型でリッパな議長でありました。そういうことで、この春、最初に申し上げましたように多数の支持、しかし、どうもあき三月ばかり決断が遅い。いよいよ自信を持って、市長として自分がこれであるというような、自信をつけていただきたい、一日も早く、これを私は本席 要望を申し上げます、質問を終わらせていただきます。

議長(小林菊三君) 次に十九番宮沢良一君。

(十九番 宮沢良一君 登壇)

○十九番(宮沢良一君) 貴重な時間をいただき、一般質問をさせていただきます。最初に、火災時における被災世帯の一時仮住まいの場を設置するお考えがありますか、お尋ねいたします。

福生市における火災件数は、最近一二年減少をきているものの、近隣市町村に比較するとトップクラスであり、幾ら優秀な消防署員、消防団員の日夜の御努力、御活躍があつても、市民一人一人に火災発生をさせない努力が言うまでもなく大切なことであり、火災発生状況ランクを見ても、いつも一位か二位がたばこ始末となっております。

福生市のこころ、二年の罹災世帯は、五十三年で五十世帯で百五十五人ぐらゐであり、五十四年は四十八世帯で百十七人となつており、この人たちが被災に遭い、気も動転しながらも、その日から寝泊まりするところを探さなければならぬと、大変みじめな思いをされております。気分的に落ちつかない中で、事情聴取にも協力しなければならぬ。全部が全部とは言いませんが、人口増に伴い、親戚も知人もいない、新しく福生市に居住を求められた方も多く